

市長への提言 令和2年11月末日現在					
件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
保育園入園の点数について	<p>保育所(園)入所利用調整について、やむを得ず職を失い育休加点が無くなった場合と、自己都合退職の場合とで、同じ扱いというのは納得がいきません。</p>	<p>保育所(園)入所利用調整における育児休業明けの加点につきましては、産前産後休業もしくは育児休業取得後に、元の職場に円滑に復帰していただくことを目的としたものです。そのため、従来の勤務先に復帰される場合に加点を行うものであり、勤務先の倒産による失業の場合につきましては、適用の対象外となります。担当部署窓口において、第1希望園の待機状況等を情報提供させていただきますので、ご相談ください。</p>	2020/10/8	2020/11/2	保育幼稚園入園課